

Q3 ハローワークの求人を見て、面接をして採用されたのですが、実際働いてみると求人票の労働条件とかなり違いました。試用期間が終わり本採用になったら社会保険に加入してもらえと思っていましたが、いまだ加入していません。求人票には社会保険に加入と記載されていましたが、法律事務所は社会保険に加入しなくてもいいのでしょうか

A 社会保険のうち、全ての事務所に加入義務があるのは労働保険です。

健康保険と厚生年金は、法人化されている事務所は強制加入ですが、法人化されていない事務所は任意加入となっています。

しかし、求人票に「社会保険加入」と記載されていたのに、加入していないのは納得できません。

採用時に給料や勤務時間、休暇などについて説明があったと思います。

経営者は採用時に労働条件を明示する義務があるからですが、そのときの説明が求人票と異なっているし、社会保険の説明もなかったのでしょう。

その際に「求人票ではこのようになっていましたが・・・」と尋ねることができればよかったです。今からでも遅くありません。思い切って尋ねてみるのがいいと思います。

それが言いにくいのであれば、とりあえず「求人票では社会保険加入となっていましたけどどうなっていますか」「加入手続きをしていいですか」と言ってみればどうでしょうか。

一人で交渉がむずかしいということであれば組合も一緒になって交渉しますのでご相談ください。